

市民社会論と利害関係者論

－研究者からの批判と意見への回答－

小島 大徳

1 はじめに

私は、2007年10月に日本経営学会において、「コーポレート・ガバナンスと市民社会」という題目で報告を行った。ここでは、コーポレート・ガバナンスの核心的概念に市民社会を据えて論じる必要があることを主張した。その中で、たとえば近年、様々な企業不祥事が起こっているが、それらが発覚する発端は内部告発によるものであり、それらが一段落する収束はメディアのキャンペーンによる経営者の辞任によってであることなどを詳細に分析した。そして、現代の企業不祥事は、コーポレート・ガバナンスの機能によって防止され解決されていないことを明らかにするとともに、既存のコーポレート・ガバナンス研究の弱点を指摘したのである。ここでの報告の主題についても詳細に記した拙著を、2007年11月に文眞堂から『市民社会とコーポレート・ガバナンス¹』と題して上梓した。

予期せぬ幸いなことに、これら一連の研究活動を通じて、非常に多くの研究者から共鳴意見や反論意見を頂いた。そこで、本稿では、近年、私が考えているコーポレート・ガバナンス像に対して、様々な意見や批判を寄せて下さった親愛なる研究者の先生方へ感謝の気持ちをこめ、私の考えを表明しつつ再反論などを行いたい。

私の「市民社会を基礎としたコーポレート・ガバナンス」という概念は、大きく分けて2つの特徴を有している。1つ目は、市民社会という概念が、数百年来に及んで語られたものであり、複雑化の一途をたどる経営学こそ、市民社

会論との親和性が高いことである。2つ目は、コーポレート・ガバナンスの問題に市民社会という概念を持ち込み、様々な企業不祥事を始めとする現代における企業の病を解決する有力な考え方であることである。

今回の私の論に対して、賛同や共鳴を頂いた研究者の先生方は、多くの部分において私の考えに同調して頂いたとさせていただき、次稿以降でお礼を込めて紹介したい。本稿では、ご意見やご批判に対して、私の論に基づいて言葉足らずな部分を補いつつ論を構成し、反論をしていきたい。その中では、拙著では書きにくかった話や背景も触れていきたい。なお、私の論に対する疑問や批判を寄せて頂いた研究者に対して、この論文をもって回答としたいと思う。もちろん、再反論などがあるならば、どんな形でも私に寄せて頂けたらこれ以上幸いなことはない。

2 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』の内容と批判の概要

2.1 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』の概要とコーポレート・ガバナンス原則

私は、10年に満たない少ない研究期間ではあるが、経営学界に身を置き、コーポレート・ガバナンスの研究を行ってきた。コーポレート・ガバナンスの中でもコーポレート・ガバナンス原則を中心的なテーマとして設定し、研究を重ねてきたのである。今回、発表した『市民社会とコーポレート・ガバナンス』は、一見、原則の研究から離れた研究ではないかと思われようが、実はそうでもない。

振り返ってみると、市民社会論については、10年ほど前に力を入れて勉強をしていた経緯があるが、コーポレート・ガバナンス論と市民社会論を結びつける考えは、数年前まで無かった。もちろん、私の興味的一端として研究スタイルの偏向に影響を与えていたと言えば、否定することができない。しかし、直接的に市民社会論とコーポレート・ガバナンス論の融合の必要性を痛切に感じたのは、原則の研究の中から生まれたのである²。原則を研究するに当たって、避けては通れぬ概念に世界標準コーポレート・ガバナンス原則（世界標準原則）がある。今日、この世界標準原則としての地位に経済協力開発機構（OECD）

が策定した『OECDコーポレート・ガバナンス原則（OECD原則）³』である。しかし、どのような理由で、OECD原則を世界標準原則として認められるに至ったのか、ただ単にOECD原則が世界中で参照され活用されているから世界標準原則なのか、などの疑問が強烈に沸いたのであった。

このような私の疑問に対して、それ程に深く考える必要があることなのか、と感じるかもしれない。しかし、それは短期的な視点であり、受け入れることができない。なぜならば、100年や200年のスパンで考えると、必ずしもOECD原則が、未来永劫に世界標準原則の地位を死守するわけではない。そうであるからこそ、世界標準原則の枠組みを詳細に検討し、延いては経営学の発展に役立つ研究を行わなければならないのである。それに、私たちが研究対象としている企業は、継続事業体なのであるから。

2.2 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』の市民社会という概念の提示

『市民社会とコーポレート・ガバナンス』では、6つの問題意識を持ちつつ論を進めている。それは、大きく分けてコーポレート・ガバナンス原則に関する問題意識と、コーポレート・ガバナンスに関する問題意識から構成される。この両側面の解明を迫ることで、今日における企業経営の様々な問題を解決する理論的かつ実証的な方策を求めている。

表1の問題意識に基づいて、一つひとつ問題意識の内容を紐解き、解を得るために研究を重ねたのである。書を発表した後に、市民社会とコーポレート・ガバナンスの関係は、コーポレート・ガバナンス論には市民社会論を重ね合わせ、企業経営活動が存在する基盤には市民との合意があることと、企業不祥事や非倫理経営活動には市民による当該企業の否定とを持ち合わせることを基本として論を進めていたのだと振り返っている。

経営学の世界に市民社会論を重ね合わせると、今まで未解決であった多くの研究分野に解決に導く光を当てることができた。企業倫理論や企業社会的責任論などに進展をもたらした。しかし、一方で今まで経営学を支えてきた論の1つである利害関係者論の否定へと繋がることにもなったのである。さらに言うことを許されるならば、この利害関係者論が、特にコーポレート・ガバナンス論の停滞をもたらしていると、今では考えるに至っている。この結論は、表1の

表1 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』の問題意識

2つの側面	問題意識の内容
コーポレート・ガバナンス原則に関する問題意識	(1)なぜOECD原則が世界標準原則の地位にあり、世界標準原則は如何なる役割と機能を有しているのか。
	(2)OECD原則は、如何にして発展途上国に浸透させようとしているかや、そもそも世界標準原則が各国に浸透していく過程は、如何なる道筋を辿るのか。
	(3)原則を用いた企業経営とは、如何なるものなのかや、経営実践を行う方策にはどのようなものがあるのか。
コーポレート・ガバナンスに関する問題意識	(4)今日は、様々な企業に関わる者が、個別にコーポレート・ガバナンス活動を行っているが、このような状態で、真に有効なコーポレート・ガバナンスを企業に繁栄させることができるのか。
	(5)企業不祥事の発見は内部告発により、企業不祥事の収束はメディアのキャンペーンにより経営者が辞任することによるが、コーポレート・ガバナンスの本来的機能が不全状態に置かれているのではないか。
	(6)企業不祥事により被害を受ける者は、企業に法的な権利を行使できる者ではなく、企業から遠く離れた者なのではないか。

(出所) 小島大徳[2007] i-vii頁を修正の上、筆者作成がまとめる。

コーポレート・ガバナンスに関する問題意識(4)から生み出されたものである。

また、コーポレート・ガバナンスの議論の拡散は、企業経営のコーポレート・ガバナンス構築の進捗状況を遅らせる一因となる。なかでも、「企業は誰のものか」という企業所有者論争は、甚だ馬鹿げている。今では、いつまでどこまでやるのか、という諦めに似た感情すら持つに至る。これは、コーポレート・ガバナンスに関する問題意識(5)から生み出されることになる。なお、これらを論じる過程で、「所有」の概念を分析するの必要が生じたが、このことは、コーポレート・ガバナンスに関する問題意識(6)から生み出されることになる。

2.3 3つの疑問と批判

私が発表した『市民社会とコーポレート・ガバナンス』に対して、多くの研究者からお褒めの言葉や、疑問や批判を頂けたことは、今後の研究活動を継続していく上で、この上ない財産である。特に疑問や批判に対しては、私の真意を伝える努力を継続しつつ、真摯に答えていかなければならない。私の論に対する疑問や批判は、概ね3つに集約されると考えている。この批判や意見は、

寄せていただいた研究者の論に立脚しているため、多方面からの切り口によってなされているが、簡単に要約すると、以下のようにまとめることができる。

- (1)利害関係者論は不要と言うことか。
- (2)企業の所有者の分類がおかしいのではないか。
- (3)企業の社会的責任と市民社会とは如何に関係するのか。

特に多くの批判を頂いたのは(1)と(2)であり、(3)は企業倫理論などとも絡めて返答をもらいたい旨の意見であった。そのため、本稿では、(1)と(2)を中心に、拙著では触れていない論の背景についても、できるだけわかりやすく言及していきたいと考えている。(1)(2)(3)の批判や意見は、私の予期していた批判もあれば、私が予期していなかったところを突いてきた批判もある。いずれにしても、考えさせられ勉強になったものばかりであった。しかし、これらの批判や意見のいずれも、私が構成した論を訂正あるいは変化させるものは無く、逆により一層、今までの論を固め確信することになったのである。そこで、この3つについて回答することを本稿の目的としつつ、付随して論じることが必要な事柄に関して、私の考え方や論理構成の詳細を述べて行くことにする。

3 利害関係者論は不要である

3.1 利害関係者論から市民社会論へ

多くの研究者から頂いた疑問や質問は、「企業経営を捉えるにあたって利害関係者論から市民社会論に移行するべきだということか」「利害関係者論から市民社会論にシフトするべきなのか」という意見であった。一言で言うと、その通りである。もはや利害関係者論では企業経営の全体を捉えることができず、市民社会論に立脚した企業経営を考えていくことが、現代社会に最も整合していると考え⁴。

確かに、利害関係者（ステークホルダー）論は、20世紀という時代的要請を受けて確立した理論であり、それなりの敬意を払わねばならない。しかし、利害関係者論というよりも、企業の利害関係者という概念は、固執あるいは固執までしないとしても立脚するならば、今日の高度に成長した企業という生き物に対応できない事態が生じてきたのである。20世紀までは、多くの場合に企業

活動も1国で収まり、つまり企業に関係する者⁵を極めて限定的に考えても、それ程に問題はなかった。だが、企業と人との関係が複雑化するにつれて、企業と人との関係も進化せねばならない。企業は人のように身長が高くなるわけでもなく、目で成長を実感できることはない。いつの間にか成人を過ぎて、働き盛りになった企業を、いつまでも赤子のように扱ってはならず、育てる役割を持つ者は、考えや付き合い方を変えていかなければならないのである。

3.2 利害関係者論と今日の企業経営

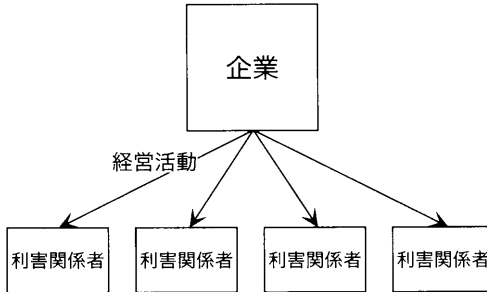
企業が利害関係者を細分化する必要性と実益は、企業が営利活動を最も重視しているところに求められる。企業は、営利活動を行う対象として消費者を、性別や年齢、職業や年収などを画定した上で経営活動を行う。これ自体は当然のことである。問題なのは、既存の利害関係者の枠組みの中には、対立する利害を有する者もいれば、関係性を認識できない利害関係者もいるのに関わらず、それを無視して利害関係者の枠組みに立脚して論じることである。それも、企業経営活動における利害関係者の細分化を社会性に当てはめてしまっている。

他方、このような現状で利害関係者論に立ってしまうと、企業経営が企業不祥事を起こした時に対応できなくなる。また、企業法制度などを改廃する時に対応できなくなる。たとえば、このことは企業不祥事の事例を検討すると良く理解できる。昨今の企業不祥事は内部告発により発覚することが多いのであるが、内部告発者は従業員（元従業員も含む）であったり、取引先の顧客であったりする。現在の企業と企業の関係する者との関係において、企業と従業員は、従業員が労働サービスを提供し、労働サービスの対価として賃金を受け取るという労働契約に則った関係に立つ。一方、企業と顧客は、企業と経済的な取引をする個人または他の企業を指す。この両者だけを見ても、内部告発などの制度は、企業法制度においての基本的作用に予定されていない。つまり、コーポレート・ガバナンスの機能は、少なくとも制度上、従業員にも顧客にも期待されていないのである⁶。

このような制度を設計してきたのは、制度設計自体が頭の中でイメージしやすい利害関係者を生みだし、それぞれの役割を机上で当てはめられてきたからであろう。しかし、よく考えてみると、企業の隅々を知っている従業員に企業

経営のチェックアンドバランスを期待するのが合理的である。また、世間の見方も、内部告発は悪である、というイメージを持っているのも、長年の利害関係者の役割というものを、先入観に基づいてイメージしてきたことに起因するのである。

図1 今日の利害関係者と企業の経営活動



(出所) 筆者作成。

3.3 企業経営の利害関係者の画定と市民社会論

企業が営利目的で経営活動をする限りにおいて、利害関係者を細分化することは理にかなっていないし、利害関係者を画定すること全てが駄目だということではない。だが、時代に流される恐れがあるのも確かである。たとえば、多くの企業は、社会的責任報告書（CSR報告書）や環境報告書などを公表しているが、最近では、これらの報告書の作成ブームも収束を迎えている。これらの報告書に継続性がないのは、利害関係者を区分して対象を明確にしているにも関わらず、社会全体に訴えかけているという矛盾が存在するからである。利害関係者を重視するならば、従業員報告書、地域住民報告書、顧客報告書、投資家報告書、消費者報告書、などと細分化して報告書を作成するべきであろう。また、近年、投資家向けに策定される有価証券報告書などに、コーポレート・ガバナンスに関する事項の記載が義務付けられたが、全く無意味である。なぜならば、投資家に向けた情報としてのコーポレート・ガバナンス情報であるからIR情報にすぎず、市民社会への情報提供としては、本当に必要とする情報が手に入らないだけでなく、検証する手段もないのであるから、多くの場合は、

利用価値に乏しい。

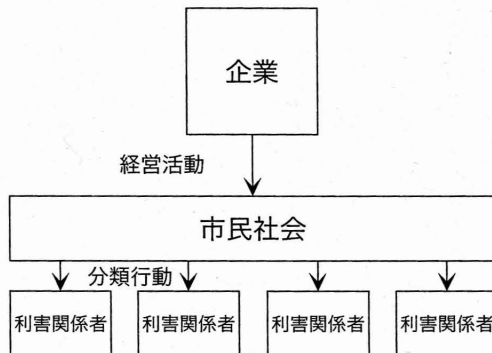
そこで、企業が営利性を求める経営活動はともかくとして、社会性を発揮する場合は、利害関係者を細分化することを止めて、市民社会という捉え方で考え、双方向型の誰でも企業情報にアクセスする手段の構築こそが求められるのである。また、内部告発など企業の制度設計にはない経営者の責任追及方法が制度を越えて一般化しつつある。つまり、制度の枠内で解決しない事態が起こっているとも言い換えることができる。そこで、企業不祥事や、それに起因する内部告発の問題は、社会システムの中で考えていかなければならないし、市民社会の概念上で制度設計がなされていかねばならないと考えるのである。

3.4 市民社会論に立脚した企業経営

研究者は、利害関係者論で蓄積された研究を、勇気を持ってシフトさせ、市民社会論に立脚した企業として捉えていく必要がある。これまでみてきた理由をも含めて、市民社会を捉えていくことが重要であり、市民社会の中で利害関係者を捉えていく必要がある。

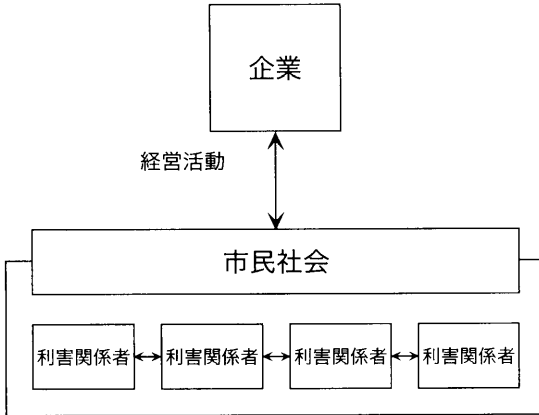
そもそも利害関係者というのは、曖昧な概念である。ある時は消費者であり、ある時は従業員、そしてある時は顧客などと立場によって変化する利害関係者を、正確に画定することは概念上可能であっても、現実の社会では不適合であ

図2 市民社会と利害関係者と企業の経営活動



(出所) 筆者作成。

図3 これからの市民社会と企業の経営活動



(出所) 筆者作成。

る。そもそも、人は今どの利害関係者という立場で行動しているかということを確認した上で企業と付き合っているのではない。たとえば、投資家であったとして、消費者としての立場で投資行動を行っている場合もあれば、従業員として投資行動を行っている場合もある。このような時に、投資家および株主という利害関係者の分類が、どれほどの価値があるのか疑問である。

4 企業所有者論争と企業所有者の概念

4.1 企業所有論とコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスを論じるにあたって、必ず言及されるのが企業所有者論争である。企業所有者論争は、一言で言うと「企業は誰のものか」を巡る諸説の対立である。経営学の中で「企業は誰のものか」を論じることは、一見とても興味深いものではある。経営学は企業そのものを研究対象としているのであるから、この企業概念の核心とも言うべき議論は今後も続くのであろう。しかし、経営学を研究する際に、あまりにも企業所有者論争に深入りすることは、適切ではない。殊に、コーポレート・ガバナンスにおいて企業所有者論争に興じることは、控えなくてはならない。なぜならば、事あるごとに主張して

いるように、コーポレート・ガバナンスは極めて政策的な学問分野であるからである。

この議論に私は参加するべきではないし、参加したくはないと考えていたのであるが、市民社会とコーポレート・ガバナンスの関係、およびコーポレート・ガバナンス原則とコーポレート・ガバナンスの関係を論じるにあたり、結局、企業の位置付けについて自らの考えを表明する必要性に迫られた時に、企業の所有者について言及する必要性が生じた。また、やはり様々な研究者から、あなたの考えを知りたい、と問いかけを受けるようにもなった。さらに、企業所有者論争は、今日のトピックであったためか、はたまた経営学の核心であったためか、その背景はわからないが、私の企業所有者についての一見解について、予想以上の反応を頂いた。そこで、深く入り込むことを回避した企業所有者論争に加わり、控えめに表明していた私の考えを、今回は詳しく記そうと思うに至った⁷。そこで、私も時間的限定を設けつつ、企業所有者論争という土俵に上がることを決意したのである。

4.2 企業所有者論争の基本的スタンス

後に詳細に説明するが、企業は市民社会のものである⁸。株主のものでもなければ、従業員のものでもない。ましてや経営者のものでなく、市民社会の含有物なのである。そうすると、概念も規模も違いなのであるから、既存の利害関係者の枠内では論じることができない。私は利害関係者論を、コーポレート・ガバナンスの研究を通じて否定した。くわえて、利害関係者という分類こそが経営学の停滞を生み、議論を混乱させる要因だとも主張した。

企業所有者論争は、利害関係者の枠組みを前提にして論じるから、株主、従業員、経営者などという限定された権能だけに焦点が集まり、全ての利害関係者の権能が人に由来することや、利害関係者の前に人としての立場があることを無視している。人は複雑な生き物であるから、株主にもなれば従業員にもなり経営者にもなれる。つまり、人の立場は、気分や場所、立場や思想により、七変化するのである。

一方、企業は社会のものであるという論も、極めて曖昧かつ概念的である。利害関係者論に立脚して、利害関係者を細分化した人という単位で論じている

のに、「社会」という言葉で表そうとすると、具体的存在と抽象的想像の比較となり、比較対象として不的確であると同時に、議論がかみ合わない。そのうえ、抽象的想像に企業という実態を当てはめようとするると混乱が生じ、問いかけと解が異なるベクトルを向くことになる。そこで、「社会」という言葉に代えて、「市民社会」という言葉を用いるとわかりやすいし、概念もしっかりすると思われる。

4.3 企業は市民社会のものである

「企業は誰のものか」という企業観は、利害関係者論が存在するから、不要な議論をしなければならないのであるし、余計に混乱することになると述べてきた。私も便宜上、利害関係者という言葉を使用してきたし、利害関係者に関する分類も行ったことがあった。そこで、簡単に講学上の理論を整理すると、利害関係者は第1義的利害関係者と第2義的利害関係者に分けられる。そして、この利害関係者の分類によると表2のように、各利害関係者が存在することとされている。

しかし、実際に企業経営の実践段階で、利害関係者を経営政策的に確定させ、経営活動を行っていく際には、利害関係者の区別が問題にされるだけであり、学問的に利害関係者論をこれ以上、発展させる必要性がないと言わざるを得ない。簡単にその理由を述べるならば、繰り返しになるが、私たち人は、立場や場面、はたまた感情や気分によって、利害関係者としての立場をいかようにも変化させるのである。具体的には、出勤中は鉄道会社の消費者としての立場であり、勤務する会社では従業員であり、昼休みに投資行動をする投資家になり、外回りの営業中には排気ガスを考慮する住民の立場で、取引先の相手とは顧客となり、帰宅時には再度消費者であり、自宅ではテレビを見ながらマスメディアへの加担や評価を行う。このように文字通り七変化する人に対して、利害関係者論で太刀打ちするのは無謀であるし、意味が無いのである。

そこで、このような利害関係者論に代わって、市民社会論をコーポレート・ガバナンスの核に置くべきだと主張している。これにより、様々な利害関係者に七変化する人を画的に分ける必要はなく、企業と人の関係を直視し、社会システムの中で政策的に企業を観察することが可能となる。このように考える

表2 企業の利害関係者の分類

	代表的な利害関係者	立場や分類
第1 義的利害関係者 (直接的利害関係者)	株主、経営者、債権者、 従業員など	(1) 企業に対して直接的に要求や対話を行うことができる利害関係者である。 (2) 企業の経営活動全般にわたって影響力を行使し影響を受ける利害関係者である。 (3) 特に株主は経営者の選解任権を有し強力な権利や権力を有していると思なすことができる。
第2 義的利害関係者 (間接的利害関係者)	消費者、地域住民、地 球環境など	(1) 利害関係者に関する部分的な事項に関して企業に対して利害関係を有する者である。 (2) 間接的に企業に対してアプローチをすることができるにとどまる利害関係者である。

(出所) 小島大徳[2007]181頁。

と、経営学の諸問題に解決をもたらす糸口を手に入れることもできるようになる。

ここでひとまず論をまとめると、今までの実に不毛な議論と言う理由は、2つある。1つ目は、今まで論じてきたように、七変化する人を確定することが無駄であることである。そして、2つ目は、「所有」という概念を全く理解せずに、数十年も議論していることである。そこで、2つ目の理由について、次節では検討していくことにする。

5 企業の所有者論争と社会的所有

5.1 市民社会による所有の意味社会的所有と所有の3段階

企業の所有者論争における隠れた大問題は、「所有」という言葉が、全く明らかにされていないことに起因する。そして、「所有」という言葉が、これまでの経営学の世界で全く研究されることなく、「企業は誰のものか」を議論していたのであり、土台がしっかりしていないのに議論をしても意味が無い。そこで、所有という概念を明確にすることから始める。

所有とは、使用することができ、収益をあげることができ、処分することができる権利を有することをいう（使用・収益・処分の権能）。所有権は、イギ

リスの歴史法学者であるメイン(Henry Sumner Maine, 1822-1888)が言った「身分から契約へ(from status to contract)」と並び、近代社会では最も重要な概念の1つである。なぜならば、財産権を明確に肯定し、財産権の範囲を示すことに、歴史的に重要な意味があるからである。それは、契約自由の原則が確立しても、財産権が保障されていなければ、人の経済活動が全く意味をなさないものになってしまう。歴史的に見ても財産権、つまり俗に言う所有の概念を確立することが、近代において常に求められたのであった。

さて、所有には4つの形態がある。その4つとは、単独所有、共有、合有、総有である。まずは、企業の所有者論争にピリオドを打つために、所有形態について細かく説明したい。第1に、単独所有とは、文字通り1人が全ての所有権能を所持する形態である。単独所有は、管理権、収益権、処分権が所有者に帰属し、所有を基礎付ける相互関係にも制限がない。この単独所有に対して、共有、合有、総有には、2人以上の所有形態であり種々の制限がある。

第2に、共有は、数人が別個かつ独立に所有権を持つのであり、目的物が1つであるため、持分という割合の上に制限される。複数の権利主体の下で、所有権の本質をそのまま反映している(共同相続財産)。具体的には、管理権、収益権、処分権は各人に存在するが、2人以上の共有形態にありながら、処分権を行使しようとする場合などには、分割請求などの手続を行うことが必要と

表3 共同所有形態と所有

	所有			
	単独所有	共有	合有	総有
管理権	各人	各人	団体	団体
収益権	各人	各人	各人	各人
処分権	各人	各人	極めて制限	できない
相互関係	特に制限がない。	団体を形成しない。	共同目的のために団体を形成する。	各人は団体に包摂する。

(出所) 筆者作成。

なる。しかし、この共有は、基本的に単独所有の流れを受けて、ほとんど全ての所有権にまつわる権能を持ち、行使することができる所有形態である。

第3に、含有は、数人が共同目的のために協力する団体的結合関係にあり、持分権を潜在的にしか有しない。合有は持分権が拘束された状態にある点で、共有と区別される（組合財産、民法668条）。具体的には、基本的に所有するためには、団体を設立することが必要である。そして、その団体によって管理されることになり、個人としての所有権は制限されることになる。団体に管理権があるとしても、収益権は各個人に存在する。しかし、個人が団体から脱退する場合に、持分返還請求を行うこと時などの処分権は、多くの制限を受ける。

第4に、総有は、主体が部落として発生した自然的結合団体であり、各個人の持分が潜在的にも存しない。各個人は目的物に対する使用収益権能を有するのみである。（入会権、権利能力無き社団、民法263条）具体的には、基本的に個人よりも団体所有が優先され、個人的な所有の権能は、ほとんど認められない。管理権は団体が当然に持ち、収益権は、団体活動の範囲内で享受することができるが、個人が団体の脱退に際して、持分の返還請求権を行使することはできない。

5.2 企業の所有者理論

所有の概念である単独所有、共有、合有、総有について論じてきたが、企業という存在がいずれに当たるのかについて理解しなくてはならない。つまり、所有物の対象である企業の位置付けを明らかにすることが必要である。なお、ここでの検討は、所有の概念について法学的（民法）に考えているが、企業の所有の概念について経営学的（現実）に考えることにする⁹。

所有の重要なポイントは、処分権があるかどうかであるから、まず、処分権について考える。処分権は、共有、合有、総有の所有権能を比較しても、明確に特徴が分かれるため比較対象としてわかりやすい。共有は、原則として処分する権能が認められているため、個人にも処分権が認められる。しかし、合有と総有は、団体に処分権が存在するため、個人による処分権は認められない。ことのほか、総有は、個人による処分が認められないだけでなく、団体としての処分にも制限がある。ここで、団体を社会に置き換えて、個人は個人のま

表4 企業という所有対象物の分析

	特徴	理由
管理権	経営者にある。	(1)株主が出資し、社会が認めて企業が存立する。(2)企業の管理権は、取締役を中心にした経営者にある。
収益権	直接的な収益権は、ごく限られた者に限定されるが、間接的な収益権は、社会全体に広がる。	(1)企業の直接的収益権は、株主に配当という形でなされる。(2)しかし、企業経営活動により、経営者には報酬を、従業員には賃金を、消費者には商品やサービスを、社会には経済発展をもたらすため、社会全体に収益権の受益をもたらしていると言える。
処分権	極めて限定される。	(1)企業の存在を処分できる権利は、株主に限定されている。(2)しかし、株主も高度に分散し、経営者支配状態にあるので、現実には誰も処分することができない。

(出所) 筆者作成。

まで、会社の所有について考えてみる。そうすると、会社の所有は、個人が細分化された株式を売却し、処分することができる考えると、個人に処分権があるように思われる¹⁰。しかし、処分権の究極の権利である会社の解散権などは、経営者支配状態にある限り、株主にあるとは言えない。なぜならば、株主が解散権を行使し、会社を解散させた事例は、同族会社などの特殊な事例を除いて、皆無だからである。このように考えると、個人の解散権は、細分化されている事情も考慮すると、合有状態に近い形で制限されていると見ることができよう。

つぎに、収益権について考える。直接的な収益権は、株主などの配当による収益など、ごく限られた者に限定される。つまり、企業の直接的収益権は、株主に配当という形でなされるからである。しかし、間接的な収益権は、社会全体に広がる。なぜならば、企業経営活動により、経営者には報酬を、従業員には賃金を、消費者には商品やサービスを、社会には経済発展をもたらすため、社会全体に収益権の受益をもたらしているからである。そうすると、社会全体が直接的にせよ間接的にせよ企業から収益権を得ており、個人が収益権を主張することも、市民社会が収益権を享受することもあるため、企業活動を通じた

収益権は、総有に近い形態の収益権を有していると考えられる。

さらに、管理権について考える¹⁾。直接的な管理権は経営者に存在する。もちろん、企業は株主が出資し、社会が認めて企業が存立する。なお、この出資は、厳密に言うとも、設立当時の出資という面と、企業経営を行っていく上での増資という面とを、分けて考えなければならない。そして、これらの資金を中心とする経営資源の管理権は、取締役を中心にした経営者にある。そうすると、企業の管理権は、今日の状態で社会全体により管理されているとは言えず、極めて限定された者により管理権が行使されていると考えざるを得ない。ただ、組合から会社組織が発達した経緯や、経営者が社会的監視を受けるというシステムを検討すると、企業の管理権は、合有と共有の狭間に存在する所有形態にあると思われる。

このように考えると、企業の所有状態は、共有と合有の狭間に存在するのだと考えられる。具体的には、処分権は合有や総有に近く、収益権は総有に近く、管理権は合有と共有の狭間にある。これを端的に表現すると、企業の処分を行うには社会的制限がなされ、企業の収益は社会の共有物であり、企業の管理は専門経営者に任せる所有形態であると言える。これをさらにわかりやすく述べると、企業は、個人団体などの社会全体の参加による経営活動を広範に認めつつ、企業の終息には直接的な権利行使をする者の意思とともに、社会の合意も必要である社会の所有物となろう。なお、使用権、収益権、処分権の全てにおいて対象者が異なることは、既存の利害関係者論の分類者により、答えを出すことができないことも導かれる。

以上のように検討すると、まずは、「企業の所有者は株主である」などということが、正しくないことが理解できる。そして、論者によって、共有的に企業を捉えたり、合有的あるいは総有的に企業を捉えたりしつつ、このことを「所有」と述べてしまっているから、企業の所有者論争が多岐に渡り、無意味なものとなっていることをも理解できよう。

5.3 社会的所有（含有）という見方

所有関係は、企業という生き物に限りなく近い創造物を対象としているため、今までの説明によっても、なかなか一筋縄で理解することが困難であろう。そ

ここで、所有関係を理解するもう1つの方法は、支配関係と同時に考えるとよい。このように考えるのは、所有論争において、支配という概念をも含めて議論を行っている論者も多いことにも関係する。

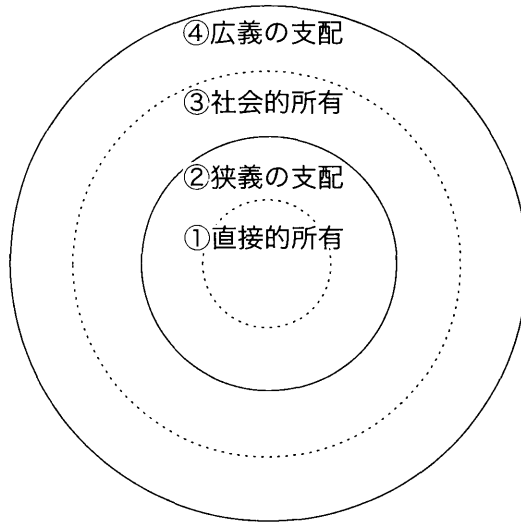
私は、以下のように、所有の概念を支配の概念と絡めて論じてきた。今までの説明をした上で、所有の概念と支配の概念を読むと、私の言いたいことが少しは理解しやすくなると思う。それでは、所有の概念と支配の概念について論じた内容を直接引用することにする。

「支配と所有の関係は、①直接的所有、②狭義の支配、③社会的所有、④広義の支配、の4つに段階的に広がっていく関係に捉える。まず、①直接的所有は、過半数の株式を有する株主などが該当し、直接的に企業経営を左右する意思表示を行う法的権利を有する者である。また、②狭義の支配は、①に加えて、過半数には至らないが企業経営における影響力を多少なりとも与えることができる株主や重要な債権者などが該当し、緩やかではあるが企業経営に直接的に意見表明などを行う法的権利を有する者である。さらに、③社会的所有は、①と②に加えて、消費者や地域住民、地球環境などが該当し、法的権利を有してはいないが、今日の企業経営で重要な利害関係者として位置づけられ無視できない者である。なお、これはいわゆる企業の社会公器論の範囲となる。そして、④広義の支配は、①と②と③に加えて、企業経営に全く関係のない市民や社会が該当し、全く企業経営に無関心および関与しないが多少なりとも影響を受ける者である。¹²⁾

「これを企業経営の視点から考察すると、①直接的所有と②狭義の支配は、法的に権利が与えられている利害関係者が中心として構成されることになる。一方、③社会的所有と④広義の支配は、法的に権利が保障されていないが、今日の企業経営に重要な役割を有する利害関係者が中心として構成され、市民社会が含まれているのが特徴である。

図5(本稿では図4-筆者-)で重要な事項は、(1)今までのコーポレート・ガバナンス論は、①と②および③の範囲でしか論じられず、④広義の支配で加わる市民社会までをコーポレート・ガバナンス論の範囲として加える必要があること、(2)今までは①と②の範囲で企業経営に強い影響力を行使する

図4 会社における支配と所有の概念



(出所) 筆者作成。

と考えられていたが、①と②よりも、それを除いた③と④の範囲の方が利害関係者が多いことは容易に想像がつくし、それらを中心にこれからのコーポレート・ガバナンス論を検討する必要があること、の2つである。¹¹⁾

5.4 支配と所有の概念と社会所有の関係

これまで企業所有者に関する基礎的な概要を論じてきた。そこで、もう一歩先に論を進める手助けをするために、以前に論じた所有と支配の概念と、本稿で論じた企業所有者に関する位置付けを重ね合わせてみたい。既述のように、企業を捉えるときは、所有だけではなく支配も考えるべきである。そこで、支配と所有の概念と、単独所有、共有、含有（社会的所有）、合有、総有の5つについての相関関係を表5で表した。

具体的な事例は、前項によって明らかにしている。そこで、ここでの企業に関係する者の役割が、どの所有形態に合致しているかを考える。まず、①直接的所有は単独所有形態が当てはまり、②狭義の支配は共有形態が当てはまる。

表5 支配と所有の概念と社会的所有の詳細

	単独所有	共有	含有 (社会的所有)	合有	総有
①直接的所有	○				
②狭義の支配		○			
③社会的所有			○		
④広義の支配				○	○

(出所) 筆者作成。

そして、③社会的所有は今まで検討してきたように、含有（社会的所有）が当てはまり、④広義の支配は、合有と総有が当てはまる。このように検討しても、所有分類と支配と所有の概念は、齟齬を生じることがないため、本稿で提示した企業の所有者に関する考え方に間違いがないことが検証されたと言えよう。

企業は、共有と合有の間に存在する所有状態であると位置付けてきた。そして、上記の検討の結果、企業の所有状態は、含有（市民社会に基づいた社会的所有をも含めた所有形態）という所有状態にあるとすべきである。

6 企業の社会的責任の規準化への批判

6.1 企業の社会的責任の規準化とコーポレート・ガバナンス原則

私の拙著に対して、3つ目に多かった質問や意見は、コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任（CSR）、企業倫理論との関わりである。特に企業の社会的責任は、コーポレート・ガバナンスと同じように、企業経営の中で重視されている企業活動である。ただ単に企業の社会的責任について、私の考えを論じるだけでは面白くないので、近年、活発化してきた企業の社会的責任の規準化についての評価も絡めつつ論じることにする。この規準化の流れは、徐々に企業倫理論にも浸透し始めてきているから、企業倫理の行く末を研究する上でも有用となろう。

近年、企業の社会的責任を規準化しようとする流れが存在する。一時期、この潮流は、世界的に、そして多くの企業に広がるかに見えた。しかし、コーポ

レート・ガバナンス原則に比べたら、その動きは鈍い。では、論を進めるに当たって、企業の社会的責任の規準化に関する動向を検討する。

まず、企業の社会的責任の規準化は、各国公的機関や国際機関によって広がっていった。たとえば、国レベルでは、イギリスの『サステナビリティ統合マネジメントシステム・ガイドライン(SIGMA)』、フランスの『持続可能な開発—企業の社会共同体的責任—(SD21000)』などが挙げられ、国を超えたレベルでは、国際標準化機構(ISO)の『ISO社会的責任指針』などが代表的である。これらの規準の広がりや企業経営への浸透は、依然として様子を見る必要があるが、ISO14001のブームの収束などを見ると、懐疑的な見解を有せざるを得ないのである。

また、企業は社会的責任報告書などを2000年頃から作成し公表しているが、今日では、社会責任報告書がそれほど浸透し広がっているとは思えない。つまり、企業の社会的責任も営利性を基にした企業のイメージアップの感が否めず、社会的責任報告書もIR活動の域を出ていなかったのではないかと、という疑念を持たれたとしても仕方がない。また、私は企業の社会的責任を専門として研究しているわけではないが、最近では社会的責任報告書が環境報告書に含まれて記載されている事態をどのように考えるべきか、専門家あるいは経営者からの答えを頂きたいと感じている。

なお、本稿では、CSRを企業の社会的責任として表記したが、厳密に言うと企業社会責任というのが正確であると思う。日本の高度成長期に発達した企業の社会的責任という概念は、そのころの時代背景からして、企業の営利性の他に社会性があるのだということを控えめに表示したものである。それは、「的」という言葉を「社会」と「責任」という言葉の間に入れたことから酌み取ることができる¹⁴。今日の企業は、営利性を常として、社会性を高度に実現するという使命を有していることは明らかなのであるから、企業社会責任あるいは社会責任¹⁵と自信を持って表記すべきである。

6.2 企業社会責任の規準化への疑問

企業社会責任に関する規準化は、全く意味を持たない。その理由は3つある。これを原則と比較して理解するとわかりやすい。まず、企業社会責任の規準化

が行われても、それは実行指針にすぎず、原則が利害関係者を含む広範な企業の存立を規定するものであるのに対して、これは、企業社会責任の範囲は、企業の営利性という根本的性質と正反対にある概念ともいえ、規準化による実効性にかかなりの疑問を持たざるを得ない。

また、今日、企業社会責任は企業が当然行うものであると認識され、各企業が独自の社会責任を実施している。もちろん、企業の業種や規模、マンパワーや業績によって千差万別である。そのため、どのようなことを規準化するのかという疑問と同時に、それをしたとしても企業経営における実効性は無いのではないかとの疑念が沸くのである。

そして、既に企業は、社会責任に対して基準化作業よりも、速いスピードで理念の確立および実行を行っている。規準化作業は1970年代までであれば受け入れられただろうが、今日において規準化作業をするという意味は、企業経営による理念の確立および実行が既に行われているのであるから、あまり意味のあるものとは考えられない。それに、規準化作業が啓蒙的役割を果たしているとしても、それ以上でも、それ以下でもない。決定的に規準化に意味がないことは、企業社会責任に関する内容が、もう既にコーポレート・ガバナンス原則の内部に取り込まれていることを見れば理解できるはずである。

7 おわりに

本稿では、コーポレート・ガバナンス論にまつわる重要な問題を明らかにし解決に導いた。その出発点は、以下の項目についての懐疑的な言及から始めた。まず、「企業は誰のものか」という企業観や企業目的観などは、今日の企業経営制度の歪かつ制度疲労によって議論が行われているに過ぎない。つまり、企業制度を再構築する必要に迫られているに過ぎず、企業間や企業目的観の問題ではない。また、コンプライアンス経営や企業倫理の議論は、範囲を狭く設定し過ぎており発展性がなく、今日の企業経営に合致しない。つまり、企業の承認と合意が行われた根本的なレベルまで議論を引き上げる必要がある。さらに、利害関係者論から脱却して、市民社会を基礎に企業を捉えるべきである。つまり、このように考えた上で、経営学を再構築するべきである。以上の私見は、

コーポレート・ガバナンス問題だけではなく、これらは既存の利害関係者論や企業倫理論、はたまた企業論などに深く影響を与える問題である。そう易々と主張するべきではないかもしれないが、私には確固たる信念があるため提示させて頂いた。

さて、人間は様々な感情を持つ自身が持つ理想とはかけ離れた生き物である。その人間が作った社会や会社もまた、恣意的な意識が入り込んだ極めて不完全なものであると導くことができる。このような人と企業の不完全性を完全なものに近づける方策は、人心とシステムの両面から検討する必要がある。人の欲望は無限であり、かつ多様である。人の欲望を満たすために、会社という枠組みが作られ、そして高度に発展し、株式会社制度が存置している。この人という存在を初期における利害関係者といい、会社は、このような利害関係者のために存在していた。つまり当初は、会社は利害関係者の欲望の調整の役割に担っていたのである。これを仮説的に提示すると、次の通りとなる。

〔個人〕人間は欲望を持つ→人間集団では隠れた原始的契約関係に立つ→権利と義務を持つ→その範囲内で行動をする

〔組織〕個人のパワーを最大限発揮→個人の抑止力は集団になると薄れる→迎合

このように考えると、コーポレート・ガバナンスは、人の欲望を抑えることに役割を見いだすこともできるため、システムの中でコーポレート・ガバナンスは語られるべきである。また、そのシステムを構築するためには、政策を語ることが重要なのであり、コーポレート・ガバナンス政策論を構築し、実施して行くべきである。

コーポレート・ガバナンスの実施主体も、突き詰めると経営者である。これは経営者問題を重視するべきであることも意味する。経営者問題というと、経営者教育などが中心に語られる風潮にあるが、そこに真の解は存在しない。なぜならば、これは経営政策の問題だからである。

注

1 小島大徳[2007]

2 ここでは、市民社会論とコーポレート・ガバナンス論の融合という形で表現しているが、私としては、経営学の中心にこそ、市民社会論の基礎的考えを導入するべきだと考えてい

- る。
- 3 OECD[1999], OECD[2004]
 - 4 企業を捉えるために、利害関係者論から市民社会論へと移行しなければいけない理由については、小島大徳[2007]第10章(172-187頁)を参照して頂きたい。また、私の考えるコーポレート・ガバナンスと市民社会論の関係について深く理解するためには、小島大徳[2007]第Ⅲ部(155-245頁)を参照して頂きたい。
 - 5 ここでは利害関係者と言っても良いと思うが、利害関係者という概念を否定している限り、可能な限り概念をわかりやすく分離して表現することにする。なお、私は、今までの「利害関係者」という呼び方に代えて、「企業関係者」と呼ぶべきだと考えている。
 - 6 会社法には、企業の財務状態や経営成績が悪化したときなどに、債権者に対する保護を目的として種々の規定が設けられている。財産上の直接的経済関係を有している者を保護する趣旨はわからないでもないが、企業の財務状態や経営成績の悪化による被害は、複雑化する経済や企業経営において、債権者や株主だけではない。一企業にも金融機関を通じたある意味強制的な資金供給などがある以上、いわゆる利害関係者の範囲を制度上も広げないと、今日のあるべき姿からは遠く乖離してしまう。
 - 7 これまでの私の企業所有者に関する考えは、小島大徳[2007]196-197頁にて、(1) 直接的所有、(2) 狭義の支配、(3) 社会的所有、(4) 広義の支配、の4段階に分けて所有者を論じるべきであると表明している。
 - 8 「企業は市民社会のもの」といえる根拠と意義は、いくつかあるが、詳細については、小島大徳[2007]172-187頁を参照して頂きたい。
 - 9 民法上の共有に関する議論を、企業についても商法や会社法の規定を分析して法学的に考えても、実際の企業経営を見なければの意味がないために、経営学的に分析を行うことにする。
 - 10 実際は、他の個人に株式を譲渡している形態であるためである。
 - 11 所有権は、使用、収益、処分の権能を指すが、ここで管理権という言葉を使用しているのは、所有者が使用することができるは当然であり、問題なのは使用のなかの検討としての管理権という概念であるからである。
 - 12 小島大徳[2007]196頁。
 - 13 小島大徳[2007]196-197頁。
 - 14 「的」という言葉には、「それらしい」「そのような様子の」という意味が含まれており、社会に対する責任が明確に確立した今日において、「社会的責任」という言葉は正確に表さなくなったといえる。
 - 15 今日、企業の社会性が営利性と同等の価値を得るようになったのであるから、企業社会責任または社会責任の対義語として、企業営利責任または営利責任という言葉と共に、企業の性質を明確にしつつ論じていくべきであろうと考えている。

参考文献

日本語文献

菊池敏夫・平田光弘(編著)[2001]『企業統治の国際比較』文眞堂。

菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介(編著) [2008] 『企業の責任・統治・再生』 文眞堂.

小島大徳[2008] 「経営学と株式会社論」『国際経営論集』第35号, 神奈川大学経営学部, 13-25頁.

小島大徳[2007] 『市民社会とコーポレート・ガバナンス』 文眞堂.

小島大徳[2004] 『世界のコーポレート・ガバナンス原則－原則の体系化と企業の実践－』 文眞堂.

外国語文献

OECD[2004], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Co-operation and Development.

OECD[1999], *OECD Principles of Corporate Governance*, Organisation for Economic Co-operation and Development.